

第1条 弁護士報酬の種類

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当とします。
- 2 前項の用語の意義は、次のとおりとします。
 - ① 法律相談料…依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話・メール・ファクシミリによる相談を含みます。）の対価をいいます。
 - ② 書面による鑑定料…依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明に對価をいいます。
 - ③ 着手金…事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果の如何に関わらず受け取ることでできるものであり、受任時に事件の性質（依頼内容、依頼者、予想される事件処理の経過または法的サービス提供の程度等）に応じて、支払額及び支払時期を定め、その合意された支払時期に合意された金額の支払いを受けるものです。
 - ④ 報酬金…事件等の性質上、委任事務処理の結果の成功不成功のあるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。事件等の処理が終了し、その金額および支払時期について合意が成立したときに、その支払時期において、合意された金額の支払いを受けます。
 - ⑤ 手数料…契約書作成等、原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
 - ⑥ 顧問料…契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
 - ⑦ 日当…弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されることの対価をいいます。

第2条 支払時期

報酬金を除く着手金等は、その支払いを合意された時期に（特に支払い時期の合意がない場合は受任時に）、報酬金は事件等の処理が終了し、その合意された支払時期にそれぞれ支払いを受けます。

第3条 消費税

この規程に定める額は、消費税法に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まないので、依頼人は消費税を付加した総額を支払うものとします。

第4条 法律相談料

法律相談料は、原則として1回（30分程度）あたり5,000円（税抜）とします。
なお、その後は、30分経過ごとに5,000円を増額するものとします。

第5条 書面による鑑定料

書面による鑑定料は、原則として10万円から30万円の範囲内の額とします。

第6条 民事事件の着手金と報酬金の算定基準

民事事件の着手金と報酬金については、原則として、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定します。

第7条 経済的利益—算定可能な場合

前条の経済的利益の額は、原則として、次のとおり算定します。

- ① 金銭債権は、債権総額（利息と遅延損害金を含みます）
- ② 将来の債権は、債務総額から中間利息を控除した額
- ③ 継続的給付債権は、債権総額10分の7の額。ただし、時間不定のものは7年分の額
- ④ 賃料増額請求事件は、増額分の7年分の額
- ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額
- ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- ⑦ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用貸借に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価3分の1を加算した額
- ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- ⑨ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額
- ⑪ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- ⑫ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象とな

る財産または持分の額

- ⑬ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分につき争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- ⑮ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額

第8条 経済的利益—算定不可能な場合

前条により経済的利益の額を算定することができないときは、原則として、その額を800万円とします。

第9条 着手金と報酬金の算定方法

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件、仲裁事件の着手金と報酬金は、原則として、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

第10条 特則

第9条により算定した着手金・報酬金が20万円未満となるときは、これを20万円とします。ただし、裁判案件については、これを30万円とします。

第11条 離婚事件

離婚事件の着手金と報酬金は、原則として、20万円から50万円の範囲内の額とします。ただし、経済的給付がある場合、その部分については、第9条によります。

第12条 境界に関する事件

境界に関する訴訟の着手金と報酬金は、原則として30万円から50万円の範囲内の額とします。

第13条 倒産整理事件

破産事件の着手金は、資産や負債の額、関係人の数など事件の規模や事件処理に応じて決めますが、原則としてその総額を次の額の範囲内とします。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 事業者の自己破産事件 | 50万円から150万円 |
| ② 非事業者の自己破産事件 | 30万円から50万円 |

第14条 民事再生事件

民事再生事件の着手金は、原則として次の額とします。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 事業者の民事再生事件 | 100万円から200万円 |
| ② 小規模個人再生事件と給与所得者等再生事件 | 45万円 |

第15条 任意整理事件

任意整理事件の着手金は、原則として、次の額とします。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 事業者の任意整理事件 | 50万円 |
| ② 非事業者の任意整理事件 | 債権者1人あたり2万円 |

第16条 刑事事件

- 1 刑事事件の着手金は、原則として、30万円から50万円の範囲内の額とします。但し、否認事件については、最低額を50万円とします。
- 2 刑事事件の報酬金は、原則として、30万円から50万円の範囲内の額とします。但し、否認事件については、最低額を50万円とします。

第17条 少年事件

- 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下、同じ。）の着手金は、原則として、20万円から50万円の範囲内の額とします。
- 2 少年事件の報酬金は、原則として、20万円から50万円の範囲内の額とします。

第18条 告訴、告発等

告訴・告発・検察審査会への申立の手續の着手金は、1件につき20万円以上とし、報酬金は依頼者との協議によるものとします。

第19条 手数料

手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、原則として次のとおりとします。

- ① 契約書作成料 1通につき5万円以上とし、分量・内容に応じて協議して決定します。
- ② 法律関係調査（事実関係調査を含む。）5万円から30万円の範囲内の額
- ③ 内容証明郵便作成 依頼人名義の場合は1通につき1万円から3万円の範囲内の額、

弁護士名の表示がある場合は1通につき3万円から5万円の範囲内の額とし、特に複雑または特殊な事情がある場合は協議により決定します。

④ 遺言書作成

ア 定型	10万円から20万円の範囲内の額	
イ 非定型	300万円以下の部分	20万円
	300万円を超え3000万円以下の部分	1%+17万円
	3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%+38万円
	3億円を超える部分	0.1%+98万円
ウ 遺言執行	300万円以下の部分	30万円
	300万円を超え3000万円以下の部分	2%+24万円
	3000万円を超え3億円以下の部分	1%+54万円
	3億円を超える部分	0.5%+204万円

⑤会社設立

設立・増減・合併 ・分割・組織変更 ・通常清算	資本額、総資産のうち高い額又は増資減額が1000万円以下の場合	4%
	1000万円を超え2000万円以下の場合	3%+10万円
	2000万円を超え1億円以下の場合	2%+30万円
	1億円を超え2億円以下の場合	1%+130万円
	2億円を超え20億円以下の場合	0.5%+230万円
	20億円を超える場合	0.3%+630万円

⑥株主総会等指導 基本30万円以上

総会準備も指導する場合は50万円以上

⑦簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険法に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）

給付金額が次により算定された額

150万円以下の場合 3万円

150万円を超える場合 給付金額の2%。但し損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合は増減額できる。

第20条 任意後見と財産管理・身上監護、後見申立

1 任意後見または財産管理・身上監護の弁護士報酬は、原則として次の通りとします。

① 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務処理を行うとき

月額5,000円から5万円の範囲内の額

② 依頼者は日常生活を営むのに必要な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行うとき

月額3万円から10万円の範囲内の額

- ③ 任意後見契約または財産管理・身上監護契約を締結した後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談するときの手数料

1回あたり5,000円から3万円の範囲内の額

- 2 法定後見申立の弁護士費用は原則として30万円とします。

第21条 顧問料

顧問料は原則として非事業者、事業者問わず月額5万円以上とします。

第22条 日当

日当（交通費は別途）は原則として次のとおりとします。

- ① 半日（往復2時間以上4時間以下） 3万円以上5万円以下
② 1日（往復4時間を超える） 5万円以上10万円以下

第23条 実費等の負担

- 1 弁護士は依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、宿泊費、通信費、保証金、保管金、供託金、その他の委任事務処理に要する実費の負担を求めることができるものとします。
- 2 弁護士は概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができるものとします。

第24条 委任契約の途中終了

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が解任、辞任または委任事務の継続不能により途中で終了したときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を請求することができるものとします。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければなりません。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは弁護士は依頼者と協議の上、その全部または一部を返還しないことができるものとします。
- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときには、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができるものとします。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については

請求することができません。

第25条 事件等の処理中止等

- 1 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときには、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を中止することができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士はあらかじめ依頼者にその旨を通知しなければなりません。

第26条 弁護士報酬の相殺等

- 1 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときには、弁護士は依頼者に対する金銭債務と相殺し、または事件等に関して保管中の書類やその他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士はあらかじめ依頼者にその旨を通知しなければなりません。

以上